

2024.11

あきた県民会議

Joho

No 258

発行

(公財) 暴力団壊滅秋田県民会議 (秋田県暴力追放運動推進センター)

〒 010-0951 秋田市山王四丁目1-5

018-824-8989 FAX 018-824-8990

令和6年度の不当要求防止責任者講習は、12月で終了します。ホームページでもご案内しておりますが、最終開催は12月12日、秋田市上北手・秋田県ゆとり生活創造センター「遊学舎研修室」となります。不当要求防止責任者講習は、各事業所で選任する責任者に対し、不当要求に対する対応方法などについて講習を実施します。講習では、各種資料の提供や、助言などの援助を行っています。※令和7年度は5月下旬頃からの開催です。昨年は、令和6年の1月～3月までの講習日の問合せが多数ありました。※来年1月～3月の開催はありません。

## 不当要求防止、暴力団排除のための事業推進中です!

### ◎暴力団情勢～警察庁組織犯罪対策課発表等

暴力団排除の推進

※前回257号からの続きになります。

5 暴力団排除活動に対する支援

(2) 暴力団情報の提供

暴力団排除条例の施行と暴力団の活動実態等の多様化・不透明に伴い、事業者等からの暴力団情報の提供要請が拡大しており、このような情勢の変化に的確に対応し、社会における暴力団排除を一層推進するため、平成23年12月及び平成25年12月に暴力団情報の部外への提供の在り方

を見直した。具体的には、これまでの「暴力団犯罪による被害防止等」や「暴力団の組織の維持又は拡大への打撃」という情報提供要件に「条例上の義務履行の支援」という要件を追加したほか、共生者等についても情報提供の対象とするなど、実体を踏まえた運用を行っています。

6 都道府県センターの活動状況

(1) 暴力団関係相談の受理及び対応

都道府県センターでは、暴力団が関係する多種多様な事案についての相談を受理し、暴力団による被害の防止・回復等に向けた指導助言を行っています。令和5年中の暴力団関係相談の受理件数は4万4,161件であり、このうち警察では1万7,469件、全国の都道府県センター合計で2万6,692件を受理しています。(令和4年の受理件数は4万2,005件、警察で1万7,601件、全国の

都道府県センター合計で2万4,404件となっています。)

(2) 不当要求責任者講習の実施

全国の都道府県センターでは、都道府県公安委員会からの委託を受け、各事業所の不当要求防止責任者に対し、暴力団等からの不当要求による被害を防止するために必要な対応要領等の講習を実施しています。令和4年度中実施の不当要求防止責任者講習の開催回数は1,620回、同講習の受講人数は延べ7万973人であった。

※ 組織犯罪掲示板～今年度の秋田県不当要求防止責任者講習は11月後半から残り4回の開催で終了となります。開催は、11月21日(木)秋田市「遊学舎研修室」、11月26日(火)大館市「上川沿公民館第1研修室」、12月5日(木)、12月12日(木)秋田市「遊学舎研修室」です。

令和5年度の不当要求防止責任者講習は、県内9会場で25回実施し、受講者は742人(選任時講習は403人、定期講習は339人)でした。講習は国の施策、受講は無料、受講者に資料を配付しています。